

令和4年1月20日
国土交通省東北地方整備局
北上川下流河川事務所

重点的撤去区域における対応状況について ～津波注意報を受け指導の徹底を図ります～

国土交通省北上川下流河川事務所では、令和3年5月25日に旧北上川右岸の門脇町・中央地区、左岸の湊町・八幡町地区、中瀬地区を「重点的撤去区域」に定めました。この区域に係留している不法係留船舶に対し、警告及び指示書の発出を自主的に撤去していただくよう努めており、残り1隻まで減少しております。

不法係留船は、高潮や津波による護岸施設の損傷や、油漏れなどの水質事故などを引き起こすことがあり河川管理に支障を及ぼすことになります。

今回の津波注意報での被害は確認されませんでした。水面利用者に対して適切な係留・保管の徹底を求め、災害時の被害軽減に努めて参ります。

●これまでの経緯

令和3年4月	不法係留船	26隻
令和3年7月	不法係留船	10隻
令和3年10月	不法係留船	1隻
令和4年1月	不法係留船	1隻

●河川管理の影響（特に洪水時・高潮・津波時）

- ・係留船の護岸、橋脚等への衝突による河川管理施設等の破損
- ・津波等により係留船が堤防の外側へ流出したことによる家屋被害
- ・燃料（油）等の流出による水質事故
- ・災害復旧・河川改修・河川維持補修等の河川工事時の支障

●重点的撤去区域

【範囲】

旧北上川 距離標 1k600 から 2k600 まで

【移動指示・強制撤去】

重点的撤去区域では、規制措置の徹底を図ることとしています。そのため、河川法および行政代執行法を踏まえ、行政指導・移動指示・監督処分・代執行令等の手続きを実施し、強制的に不法係留船を移動・撤去していくこととしています。なお、移動・撤去にかかる費用等については、船舶所有者等に請求をおこない、負担していただくことになっています。

（発表記者会：石巻記者クラブ、古川記者クラブ）

問い合わせ先

国土交通省 東北地方整備局
北上川下流河川事務所

石巻市蛇田字新下沼80

TEL 0225-95-0194（代表）

副 所 長

高田 浩穂（内線 205）

占用調整課長

渡邊 晋（内線 341）

旧北上川 第1期 不法係留船 重点的撤去区域 (1.6k~2.6k) 平面図
(開始時期:令和3年6月1日)

